

記者発表資料
令和6年10月30日
林業振興課(地域林業振興班)
担当者 辻、佐藤
内線 2914

「川崎町で採取された野生きのこ」の 出荷自粛要請について

1 経緯

令和6年10月25日、厚生労働省において実施した市場流通品の買上調査の結果、村田町内の直売所で販売されていた野生きのこ（コウタケ）から基準値（100Bq/kg）を超過するセシウムが検出された旨の連絡がありました。

県が販売者及び当該野生きのこの生産者を調査した結果、川崎町で採取されたものであることが判明しました。

このため、県において、改めて放射性物質検査を実施するとともに、販売者に対し販売の自粛を要請しました。

なお、当該品目については、現在、自主回収が進められております。

2 県の対応

県（林業振興課）において、10月30日に、上記生産者が乾燥保存していた残余のコウタケについて放射性物質検査を実施したところ、下記のとおり基準値を超過するセシウムが検出されました。

このため本日付で、川崎町及び関係者に対して「川崎町で採取された野生きのこ」の出荷自粛を要請しました。

＜宮城県による検査結果＞

単位：Bq/kg（放射性セシウム合算値）

市町村	品目	採取年月日	検査結果判明日	測定値	基準値	検査機関
川崎町	コウタケ (乾燥)	令和6年10月10日～ (複数日に分けて採取)	令和6年10月30日	540	100	ユーロフィン 日本総研(株)
				580		
				480		

※ 天然物を採取し、不定期に販売しているため、県全体の生産量及び生産者数等の把握は困難

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

令和6年10月30日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	くさそてつ (ごみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木むきたけ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限/自粛)
白石市	●24.1.16				●H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※H30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15 ※R5.8.18(1名)解除											制1 一部解除1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※H29.7.11(1名)解除 ※H29.11.28(2名)解除 ※H29.12.14(1名)解除 ※H30.4.27(1名)解除 ※R1.8.8(1名)解除 ※R3.2.17(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※H30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※H28.12.22(1名)解除									○06.10.30		制1、自1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※H31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小浜村解除 ※30.11.28 旧筆甫村、旧大内村解除 ※R4.3.30 旧金山町、旧館矢間村、 旧大張村(非破壊検査)解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培ものに 限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※H27.2.18(2名)解除 ※H27.7.21(3名)解除 ※H28.1.8(2名)解除 ※R1.10.1(1名)解除 ※R2.3.5(1名)解除 ※R4.1.21(1名)解除 ※R4.6.23(1名)解除 ※R4.12.23(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※H30.1.8(1名)解除 ※R3.1.9(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※H27.2.18(1名)			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※H29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※H27.4.10(1名)解除 ※H27.9.28(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.2.13(1名)解除 ※R4.12.1(1名)解除 ※R6.5.20(1名)解除		●24.4.27 ※H27.6.23 (露地)、 H29.5.23 (野生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 戻す ※30.10.25解除		●26.4.25 ※4.2.9解除	●24.5.17	●30.5.28	●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ (非破壊検査)解除		制5 一部解除2
加美町	●24.4.27 ※H27.9.11(2名)解除 ※H28.9.17(1名)解除 ※H28.12.19(1名)解除 ※H29.4.6(1名)解除 ※H29.8.8(1名)解除 ※H30.1.12(1名)解除 ※R2.1.10(1名)解除 ※R6.7.5(1名)中止 ※R6.7.5(1名)解除		●24.5.2 ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※H29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※H28.1.25(1名)解除 ※H28.6.2(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.9.10(1名)解除 ※R1.12.16(1名)解除 ※R3.12.16(1名)解除 ※R4.7.1(1名)解除 ※R5.1.16(1名)解除 ※R5.11.21(1名)解除		●24.4.27 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧薬師町、旧高清水町、 旧瀬峰町、旧志波姫町解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一迫町解除 ※R5.3.8 旧栗駒町、旧鶯沢町、旧金成町、 旧花山村における定められた区域において解除		●26.4.25 ※R5.2.17 旧薬師町、旧栗駒町、 旧高清水町、旧一迫町、 旧瀬峰町、旧金成町、 旧志波姫町		○23.11.16 ※28.2.2(1名)解除 ※30.1.19(1名)解除 ※1.12.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除 ※3.12.15(1名)解除 ※5.11.21(1名)解除	●24.10.18 ※05.10.10野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけ (非破壊検査)解除		制5、自1 一部解除5
石巻市	●24.4.19 ※R2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※H26.8.26(2名)解除 ※H27.2.13(2名)解除 ※H28.4.22(1名)解除			●24.5.7						●04.2.9		制3 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※H27.8.25(1名)解除		●24.5.9 ※29.7.24解除	●24.5.11			●26.4.25 ※30.8.6解除	●24.5.11		●02.12.25 ※03.9.10野生マツタケ (非破壊検査)解除	○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除	制4、自1 一部解除3
南三陸町	●24.4.11 ※H27.7.17(1名)解除 ※H27.12.25(1名)解除 ※H29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	1	3	2	0	7	0	制4 3
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の日 ○出荷自粛要請の日 ※出荷制限解除の日

解除された原木しいたけ(露地栽培) 生産者数:計62名
 解除された原木しいたけ(施設栽培) 生産者数:計3名
 解除された原木むきたけ(露地栽培) 生産者数:計6名
 解除された原木なめこ(露地栽培) 生産者数:計5名

※「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
 ・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限指示される。
 注「原木しいたけ(露地) (施設)、原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。